

石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の見直しについて

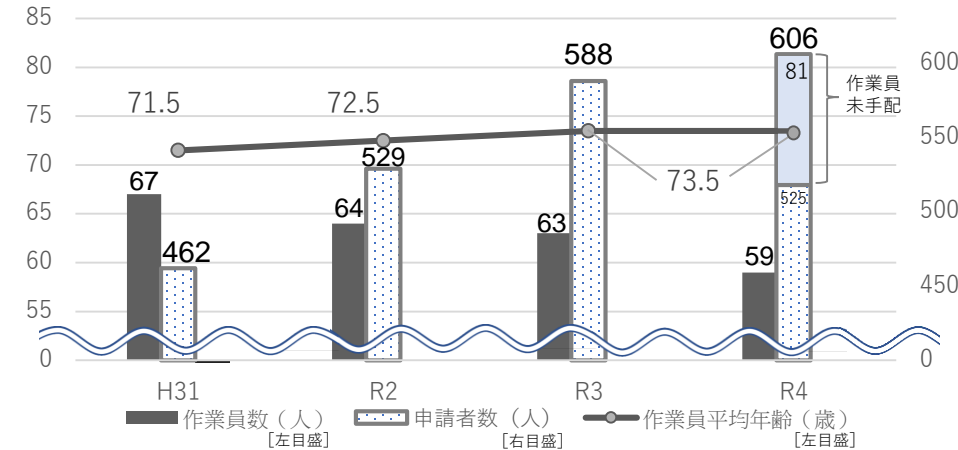
資料10

令和5年7月
高齢者支援課作成

背景と課題

例年、人手不足で除雪作業員の確保に苦慮しているが、令和4年度においては、特に前年度の豪雪の影響を受け、新規申請件数の増加と作業員登録者の高齢化による減少（右図参照）から、申請件数約600世帯のうち、約80世帯に対して雪解けまで作業員を配置することができなかった。このことから、必要な方にサービス提供ができるよう、制度見直しを行う。

旧石狩地区の除雪作業員と利用者数の推移について



これまでのサービス内容と改正点

冬期間の生活路の確保を目的として玄関先から公道までの除雪（ただし車庫前等、玄関先から公道以外の範囲は対象外）と、1シーズン2回までの窓際除雪を行う。

対象者 除雪を援護してくれる近親者等が利用者世帯から概ね300m以内に居住していなく、身体上の事由により自力で除雪ができない**70歳以上の高齢者**もしくは重度（1級・2級）身体障がい者により構成される世帯。

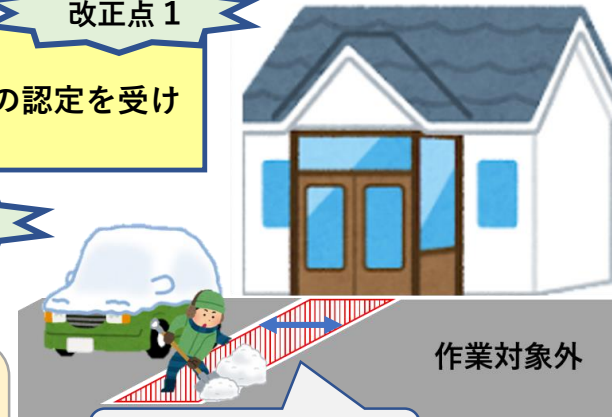
作業員出動基準 除雪出動基準（朝までに概ね10cm以上の降雪があった時）に達した日の**午前中**。

自己負担 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯：0円／1シーズン
市町村民税課税世帯：3,000円／1シーズン

改正点1
「70歳以上の高齢者」を「70歳以上であって、介護認定において要支援1以上の認定を受けている者」へ変更する。

改正点2
「午前中」の定めを撤廃し、作業員の負担を軽減する。

サービス提供までのスケジュールと改正点



改正点3
申請の期限を11月から1か月程度前倒しすることにより利用者が確定してからサービス開始までの期間を確保する。

